

(1) 苫小牧市子どもを虐待から守る条例素案について

| 条例素案（※骨子案に加えた内容は網掛け） | 考え方等 |
|---|--|
| <p>(目的)</p> <p>第1条 この条例は、子どもを虐待から守ることについて基本理念を定め、市、保護者、市民等及び関係機関等の責務を明らかにするとともに、市の施策の基本となる事項を定めることにより、子どもを虐待から守るための施策を総合的かつ計画的に推進し、もって子どもの権利利益が擁護され、及び心身の健全な成長が守られる社会の実現に寄与することを目的とする。</p> | <p>条例の目的として</p> <ul style="list-style-type: none"> ・基本理念を定めること ・市、保護者、市民等、関係機関等の責務を明らかにすること ・施策を推進すること <p>これらにより子どもが守られる社会実現に寄与することを目的としています。</p> |
| <p>(定義)</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 子ども 児童虐待の防止等に関する法律（平成12年法律第82号。以下「法」という。）第2条に規定する児童をいう。</p> <p>(2) 虐待 法第2条に規定する児童虐待をいう。</p> <p>(3) 保護者 法第2条に規定する保護者をいう。</p> <p>(4) 市民等 市内に住所又は居所を有する者、市内に事務所又は事業所を有する個人又は法人その他の団体並びに市内の事務所又は事業所に勤務する者をいう。</p> | <p>(1)(2)(3)法第2条のとおりとしています。</p> <p>(4)市民等は網羅的に定義しています。</p> |

| | |
|---|---|
| <p>(5) 関係機関等 学校、児童福祉施設、病院その他 子どもの福祉に業務上関係のある団体及び学校の 教職員、児童福祉施設の職員、医師、歯科医師、 保健師、助産師、看護師、弁護士、民生委員、児 童委員その他子どもの福祉に職務上関係のある者 をいう。</p> | <p>(5) 関係機関等は具体的例示を含めて定義 しています。</p> |
| <p>(基本理念)</p> <p>第3条 虐待は、子どもの心身の成長及び人格の形成 に重大な影響を与えるとともに、将来にわたって子 どもに苦痛を与える著しい人権の侵害であって、ひ いては子どもを死に至らしめるおそれがあり、何人 もこれを行ってはならない。</p> <p>2 子どもを虐待から守るに当たっては、虐待の予防 及び早期発見並びに早期対応に努め、子どもの安全 の確保を最優先とし、子どもの最善の利益を考慮し なければならない。</p> <p>3 虐待のないまちづくりの推進により、子どもの安 全及び心身の健やかな成長が守られる社会の実現を 図らなければならない。</p> | <p>1 虐待に対する認識と、強い禁止表現 としています。加筆 部分でメッセージ性 を強めています。</p> <p>2 子どもの最善の 利益について、児童 福祉法第1条及び第 2条の趣旨を踏まえ ています。</p> <p>3 まちづくりは市 にとっての施策であ ったり、市民等によ る取組であったりと 多角的な視点による 意味合いを持たせて います。</p> |
| <p>(市の責務)</p> <p>第4条 市は、前条に規定する基本理念（以下「基本 理念」という。）にのっとり、全ての子どもの生命 、身体の安全その他権利利益を擁護するために、虐 待の予防及び早期発見並びに迅速かつ適切な支援等 を行わなければならない。</p> | <p>1 市の責務として 全ての子どもを守る ことと、そのための 取組を規定していま す。</p> |

| | |
|---|---|
| <p>2 市は、子ども家庭総合支援拠点（児童福祉法（昭和22年法律第164号）第10条の2の規定に基づき市に設置される拠点をいう。第8条において同じ。）に子どもを虐待から守ることに关する専門的な知識及び技術を有する職員を配置し、当該知識及び技術の修得に关する研修を実施する等必要な体制の整備に努めなければならない。</p> <p>3 市は、子どもの人権、虐待に係る通告（法第6条第1項の規定による通告をいう。以下「通告」という。）の義務等について広報その他の必要な啓発活動に努めなければならない。</p> <p>4 市は、虐待の予防及び早期発見のための方策、虐待を受けた子どものケア並びに虐待を行った保護者の指導及び支援の在り方その他子どもを虐待から守るため必要な事項についての調査研究及び検証を行わなければならない。</p> | <p>2 国の設置要綱に基づき、職員配置、研修等を含めた体制整備を規定しています。</p> <p>3 早期発見につながる通告の義務の啓発について規定しています。</p> <p>4 児童虐待にかかる予防やケア等について、調査研究、検証を規定しています。</p> |
| <p>（保護者の責務）</p> <p>第5条 保護者は、基本理念にのっとり、虐待を決して行ってはならない。</p> <p>2 保護者は、子どものしつけに際して体罰その他子どもの利益に反して身体的又は精神的な苦痛を与える行為をしてはならず、子どもの心身の健やかな成長を図らなければならない。</p> <p>3 保護者は、市又は児童相談所が行う子どもの安全の確認及び確保に協力しなければならない。</p> | <p>1 保護者に対する虐待の禁止を規定しています。</p> <p>2 「子どもの利益に反して」は身の危険回避や適切な範囲で宿題をさせることなどは含まないことを想定しています。また、第1項では禁止を示し、第2項ではすべきことを示しています。</p> <p>3 通告対応時の安全確認への協力を規定しています。</p> |

| | |
|---|--|
| <p>(市民等の責務)</p> <p>第6条 市民等は、基本理念にのっとり、子どもを虐待から守ることについての関心と理解を深めるよう努めるものとする。</p> <p>2 市民等は、子どもを虐待から守るために市が実施する施策に積極的に協力するよう努めるものとする。</p> <p>3 市民等は、地域における子育て支援が子どもを虐待から守ることに重要な役割を果たすことを認識し、子ども及び子育て家庭を見守ることを通じて、子育てに係る生活環境が地域社会から孤立することのないよう努めるものとする。</p> | <p>1 関心と理解を深めることを規定しています。</p> <p>2 主に啓発への協力を想定しています。今後の更なる協力体制構築の足掛かりとするため加えています。</p> <p>3 市民等による地域づくりとして規定しており、重要な役割にあることを加えています。</p> |
| <p>(関係機関等の責務)</p> <p>第7条 関係機関等は、基本理念にのっとり、市が実施する子どもを虐待から守るための施策に協力するとともに、相互に連携を図るよう努めるものとする。</p> <p>2 関係機関等は、その職員に対し子どもを虐待から守ることに関する専門的な知識及び技術の修得に関する研修を実施する等虐待の予防及び早期発見に必要な体制の整備に努めるものとする。</p> <p>3 関係機関等は、地域において子ども及び子育て家庭が見守られる環境の整備に努めるものとする。</p> | <p>1 施策への協力と連携を規定しています。</p> <p>2 予防・早期発見に有効な体制整備について規定しています。表現方法は現在法務担当課と調整中です。</p> <p>3 関係機関等が地域との連携につながるような各々の取り組みを想定しています。</p> |

| | |
|---|--|
| <p>(虐待の予防及び早期発見)</p> <p>第8条 市は、虐待を予防するため、市民等及び関係機関等と連携し、子育て支援に関する施策の充実を図るとともに、必要な体制の整備に努めなければならない。</p> <p>2 市は、関係機関等が行う子育てに関する情報の提供又は相談の実施について、専門的な知識又は技術の提供その他の虐待の予防に必要な支援を行わなければならない。</p> <p>3 市は、虐待を受けるおそれがあると認められる子どもについては、関係機関等と緊密な連携を図り、子ども家庭総合支援拠点等において虐待の予防に必要な支援等を行わなければならない。</p> <p>4 市は、虐待の早期発見のため、関係機関等と連携し、相談又は通告を容易に行うことができる環境の整備に努めなければならない。</p> | <p>1 予防と早期発見のため、連携と施策の充実、体制整備を規定しています。必要な体制とは研修や啓発等により関係機関や地域による家庭支援や見守りの体制を想定しています。</p> <p>2 第1項の体制構築に向け、市の関係機関等への支援を規定しています。</p> <p>3 予防のため、虐待がおきる前からの情報連携及び支援を加えています。さらに、この連携は「緊密」としており、連携に特に注力することを示しています。この条項には特定妊婦を加えることができるか法務担当課と調整中です。</p> <p>4 早期発見のための連携と通告受け入れ態勢の整備を規定しています。</p> |
| <p>(通告に係る対応等)</p> <p>第9条 市民等及び関係機関等は、通告の義務及び責任を有することを自覚し、虐待を受けたと思われる子どもを発見したときは、速やかに市、児童相談所等に通告をしなければならない。</p> <p>2 市は、通告を受けたときは、直ちに調査を行い、必要があると認めるときは、当該子どもとの面会その他の当該子どもの安全の確認を行うための措置を講じなければならない。</p> | <p>1 市民等、関係機関等の速やかな通告について規定しています。</p> <p>2 通告を受けた市の対応について規定しています。</p> |

| | |
|---|---|
| <p>3 市は、通告をした者が特定されないよう必要な措置を講じなければならない。</p> <p>4 市は、通告に係る子どもが虐待を受けているおそれがないと認めたときであっても、当該通告により当該子ども又はその保護者が心理的外傷その他の心身の健康に対する影響を受けたときは、必要な支援を行わなければならない。</p> | <p>3 通告者の秘匿について規定することで、安心して通告できるようにしています。</p> <p>4 通告を受けたことによる負担に対するフォローを規定しています。前条第4項を補完する意味合いで素案に加えました。</p> |
| <p>(虐待を行った保護者に対する指導及び支援)</p> <p>第10条 市は、児童相談所及び関係機関等と連携し、虐待を行った保護者に対し、虐待を受けた子どもとの良好な関係の構築及び虐待の再発の防止に関し、必要な指導又は支援を行わなければならない。</p> <p>2 保護者は、前項の指導又は支援を受けた場合は、必要な改善等を行うものとする。</p> | <p>1 子どもとの良好な関係構築や虐待の再発防止のための支援について規定しています。</p> <p>2 保護者の改善等について規定しています。</p> |
| <p>(子どもの家庭への復帰及び自立に係る支援)</p> <p>第11条 市は、児童相談所及び関係機関等と連携し、虐待のため里親への委託、児童養護施設への入所等の措置がとられた子どもに対し、家庭（法第4条第1項に規定する家庭をいう。）への復帰及び自立に関し、必要な支援を行わなければならない。</p> | <p>1 家庭復帰の支援に関しては、主に家庭への支援員派遣等を想定しており、自立にかかる支援は年齢により異なりますが、保育や教育の確保、関係機関等との連携した支援を想定しております。</p> <p>「家庭への復帰」という表現について、法務担当課とわかりやすい表現について調整中です。</p> |

| | |
|--|---|
| <p>(子どもへの虐待に関する知識の普及等)</p> <p>第12条 市は、子どもに対し、虐待に関する知識の普及及び虐待を受けるおそれがあるとき又は虐待を受けたときに相談すべき機関等の周知を行わなければならない。</p> <p>2 前項の知識の普及及び機関等の周知に当たっては、必要に応じ、関係機関等と連携を図るものとする。</p> | <p>1 子どもが相談や助けを求められるようにする取り組みを規定しています。</p> <p>2 関係機関等との連携を規定しております。</p> |
| <p>(児童虐待防止推進月間)</p> <p>第13条 市民等の間に広く子どもを虐待から守ることについての関心と理解を深めるため、児童虐待防止推進月間を設ける。</p> <p>2 児童虐待防止推進月間は、毎年11月とする。</p> <p>3 市は、児童虐待防止推進月間には、関係機関等と連携し、その趣旨にふさわしい事業を実施するものとする。</p> | <p>1 様々な取り組みを実施する推進月間について規定しています。</p> <p>2 全国に合わせ11月としています。</p> <p>3 周知啓発において、関係機関等と連携することを規定しています。</p> |
| <p>(通告の状況等の公表)</p> <p>第14条 市長は、毎年度、市における通告等の状況及び子どもを虐待から守ることに関する施策の実施状況を公表しなければならない。</p> | <p>1 状況等の公表により、市民等の虐待への認識や取り組みへの理解促進につながるものとして加えました。</p> |
| <p>(委任)</p> <p>第15条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が定める。</p> | <p>1 施策の実施等について要綱等への委任について規定しています。</p> |